

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 2 月 22 日
株式会社マクアケ

2021年2月22日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号
株式会社マクアケ
代表取締役社長 中山 亮太郎

株式会社マクアケ（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ジシバリ（以下「ジシバリ」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、以下の事項を開示します。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2021年2月19日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過
吸収合併消滅会社の株主より、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
吸収合併消滅会社においては、会社法第784条第1項本文に規定する略式合併の手続を行ったため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
吸収合併消滅会社は、会社法第789条第3項に基づき、2021年1月18日付けの官報及び電子公告により公告しましたが、吸収合併消滅会社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第789条第1項に基づく異議はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過
本合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 1 月 18 日付けで株主に対する通知に代わる公告を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項に定める数の株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法 796 条第 2 項本文の簡易合併に該当するため、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2021 年 1 月 18 日付けの官報及び電子公告により公告をしましたが、当社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は 2021 年 2 月 19 日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに附随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記予定日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 2 月 19 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

2021 年 1 月 29 日付けで、当社は吸収合併消滅会社の全株式を譲渡により取得し、吸収合併消滅会社の完全親会社となりました。

以上

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020 年 12 月 29 日
株式会社ジシバリ

2020年12月29日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都渋谷区元代々木町5-4-1
株式会社ジンバリ
代表取締役 藤池 匡史

当社は、2020年12月22日付けで株式会社マクアケとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社マクアケを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関して会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条により開示すべき事項は以下の通りです。

なお、本書面記載事項のうち写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は完全親子関係にあることから、本合併に際し、株式その他の金銭等の交付はございません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法

に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
該当事項はありません。

③ 最終事業年度末日後の重要な財産の処分等の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度末日後の重要な財産の処分等の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併以後も株式会社マクアケの資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従って、株式会社マクアケの債務については、本合併以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

合 併 契 約 書

株式会社マクアケ（以下「甲」という。）及び株式会社ジシバリ（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （合併当事会社）

甲（商号：株式会社マクアケ、住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 1 号）及び乙（商号：株式会社ジシバリ、住所：東京都渋谷区元代々木町 54 番 1 号）は合併（以下「本合併」という。）して、甲は存続し、乙は解散する。

第 2 条 （本合併に際して交付する株式等）

甲は、本合併による株式の交付及び割当ては行わず、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 3 条 （本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は 2021 年 2 月 1 日（以下「本合併効力発生日」という。）とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第 4 条 （承認総会）

- 1 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本契約について同法第 795 条第 1 項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行うものとする。
- 2 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本契約について同法第 783 条第 1 項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行うものとする。

第 5 条 （会社財産の引継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第 6 条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後本合併効力発生日前日までの間において、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、各自が保有する財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第 7 条 （合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後本合併効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき又は甲及び藤池匡史間で締結された 2020 年 12 月 22 日付株式譲渡契約が効力を生じないときは、甲乙協議の上本合併の条件（本合併効力発生日を含むがこれに限られない。）を変更し又は本契約を解除する



ことができる。

第8条（停止条件）

本合併の効力は、甲が乙の株式の全てを取得することを条件として生ずるものとする。

第9条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、その原本を甲が、その写しを乙が、それぞれ保有する。

2020年12月22日

甲 東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号
株式会社マクアケ
代表取締役社長 中山 亮太郎



乙 東京都渋谷区元代々木町54番1号
株式会社ジシバリ
代表取締役社長 藤池 匡史



2021年1月26日

吸収合併に係る事前開示書面（追加）

東京都渋谷区元代々木町 54-1
東京セントラル代々木 401 号室
株式会社ジンバリ
代表取締役社長 藤池 匡史

当社は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社マクアケ（以下「マクアケ」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）につき、2020年12月29日付けで会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく事前開示書面を備置しておりますが、2021年1月26日付けで本合併の効力発生日の変更に係る吸収合併契約に関する変更覚書を締結したことに伴い、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

【変更前】

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙をご参照下さい。

【変更後】

1. 吸収合併契約及び吸収合併契約に関する変更覚書の内容（会社法第782条第1項）
 - (1) 吸収合併契約の内容
別紙をご参照下さい。
 - (2) 吸収合併契約に関する変更覚書の内容
吸収合併存続会社であるマクアケとの合意に基づき、本合併の効力発生日を、2021年2月1日から同年2月19日へ変更いたしました。2021年1月26日付けでマクアケとの間で締結した「吸収合併契約に関する変更覚書」の内容は別紙2をご参照下さい。

吸収合併契約に関する変更覚書

株式会社マクアケ（以下「甲」という。）及び株式会社ジシバリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の吸収合併に関する 2020 年 12 月 22 日付け合併契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり吸収合併契約に関する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。本覚書に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本覚書においても同一の意味を有するものとする。

第 1 条（効力発生日の変更）

原契約第 3 条（本合併の効力発生日）を、以下のとおり変更する。

（変更前）

本合併の効力発生日は、2021 年 2 月 1 日（以下「本合併効力発生日」という。）とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

（変更後）

本合併の効力発生日は、2021 年 2 月 19 日（以下「本合併効力発生日」という。）とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第 2 条（その他の事項）

本覚書に定めのない事項は原契約の規定に従うものとする。

本覚書締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021 年 1 月 26 日

甲：東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 1 号

株式会社マクアケ

代表取締役社長 中山 亮太郎（会社代表印）



乙：東京都渋谷区元代々木町 54-1

東京セントラル代々木 401 号室

株式会社ジシバリ

代表取締役社長 藤池 匡史（会社代表印）

